

令和6年第2回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年2月26日（月）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時01分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時22分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		出欠	席次番号	氏 名		出欠
	1	関 山 功 一		出席	1	齋 藤 光 則		出席
	2	岡 安 広		出席	2	賀 嶋 功		出席
	3	中 村 信 明		出席	3	依 田 正 次		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	町 田 一 二		出席	5	小 林 一 夫		出席
	6	八 木 澤 君 子		出席	6	千 葉 佳 織		出席
	7	江 原 健 治		出席	7	安 野 和 好		出席
	8	神 田 潔		出席	8	清 水 清		出席
	9	吉 田 敏 雄		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	齋 藤 美佐夫		出席				
	11	大 山 峰 夫		出席				
	12	大 橋 進		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	山 下 幸 一		欠席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	佐々木 雅美		主 幹	水野 慶之助		
		主 査	塩村 孝太郎		主 任	安藤 寛子		
		主 事	菊地 広基					
説明員		事務局長	佐々木 雅美		主 査	塩村 孝太郎		
		主 任	安藤 寛子		主 事	菊地 広基		
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の許可による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	本日、◎◎委員から欠席の報告を受けております。 現在の出席は農業委員13名、推進委員9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時01分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第2回総会を開会いたします。議事録署名委員に町田委員、八木澤委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局からの発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	総会資料の現地案内図、1ページ目の申請地について、訂正がございます。現在記入している申請地が西に1筆ずれた位置が正しい申請地となりますので、修正をお願いいたします。
<u>日程第1 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第1 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、公共事業による代替地のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は18.02aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。 農業従事者は本人1名で、従事日数は180日、農機具等については、耕運機、草刈機を所有しています。申請地では、水稻を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満た

	していると考えます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号１の３条申請について２月１６日に事務局と現地を確認しました。案内図は１ページです。申請地は農地として利用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有している農地は全て耕作されております。 ついては、今後も耕作されるものと判断しましたので皆様の御審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 〔質疑なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第５号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第２ 議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第２ 議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は３件でございます。 総会資料の３ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来の子育てを考え、実家から近く、また、近くに保育園のある場所に自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。 番号２につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、

	住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、家族３人で市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいが手狭となり、将来の子育てや申請地近くに住む母の介護等を考慮し、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます 番号３につきましては、譲受人が、譲渡人から使用貸借権を設定し、自己用住宅として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市外の宿舎にて生活しておりますが、将来子どもが安心して遊べる庭を作りたいこと、また、将来母の介護をするため、母の居住地に隣接している申請地に自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、第１種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります（根拠法令：農地法施行規則第33条第4号）。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号１の５条申請について、２月２３日に現地を確認しました。案内図は２ページです。申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、現地は農地として利用されており、周辺は今後も住宅地として発展すると思われます。さらに申請地は〇〇駅西口から１km圏内にあり、近隣には保育所があります。 なお、転用の理由は事務局説明のとおりです。従いまして、この案件につきましては、転用理由、付近の状況から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしくお願いします。
議長	続きまして番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案６号番号２について、２月２０日に現地を確認しました。転用の内容につきましては、先程事務局から説明がありましたので、割愛させていただきます。 案内図は３ページを御覧下さい。申請地につきましては、〇〇駅より東北に約７００mにあります。また、申請地は若干草が生えておりますが、農地として利用されており、先行して工事等は行われておりません。また、周辺については、今後も住宅地として発展するものと思われます。なお、申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。

	この案件につきましては、転用理由、付近の状況から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願います。
議長	続きまして番号3の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第6番号3の5条申請について、2月19日に現地を確認しました。周辺は住宅地等として利用されており、今後も住宅地として発展するものと思われます。さらに申請地は、○△小学校近くにあります。 なお、転用の理由は事務局説明のとおりです。申請地は農地として利用されており、違反等はありませんでした。従いまして、この案件につきましては、転用理由、付近の状況から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願います。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第5号から第6号に係る議事を終了いたします。 引き続き協議報告会を開催いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分	
協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は1件でございます。総会資料の5ページ目を御覧願います。番号1につきましては、駐車場敷のための転用です。 続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は8件でございます。 総会資料の6ページ目から8ページ目を御覧願います。

議長 議長	番号１から番号３及び番号６と番号８につきましては、住宅敷のための転用です。番号４から番号５及び番号７につきましては、分譲住宅敷のための転用です。簡単ですが、説明は以上です。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕 質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長 事務局 議長 議長	続きまして、協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。 協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は１件でございます。総会資料の９ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、令和６年２月５日に解約があったものです。 理由は、賃借人が高齢で作れなくなったため解約の申出があり、解約となったものです。簡単ですが、説明は以上でございます。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕 質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項４ その他</u>	
議長 事務局	続きまして、協議報告事項４ その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。 農地利用最適化推進１・１・１運動報告書の提出について 令和５年度 農地活用世話人活動実績報告について でございます。 先月お願いしました農地利用最適化推進１・１・１運動報告書、及び令和５年度農地活用世話人活動実績報告につきまして御提出ありがとうございます。未だ提出されていない方につきましては、追って提出いただけますようお願いいたします。 続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。

	続きまして、来月の農地パトロールについて でございます。 3月 5日 進藤委員・大山地区推進委員 3月19日 大山委員・八木澤委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 続きまして、来月総会 でございます。 3月25日（月）午前9時 議事録署名委員の町田委員、八木澤委員の両委員は来月署名をお願いします。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
委員	1点お尋ねします。協議報告事項1番号1について、転用内容が駐車場敷として2,300㎡弱とありますが、そこを利用する方はどなたが使われるのか教えて下さい。
事務局	今回の案件につきましては、4条転用ということで、基本的に所有権は変わりません。申請内容として駐車場にすると伺っておりますが、その後誰に貸すかというところまでは審査の対象とはなっておりません。
議長	他にどなたか御意見・御質疑等ございますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前9時22分]